

平成28年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年7月11日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2.3会議室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達真	6番	勝原貴美恵
	7番	宮本彰太郎	8番	東口 守夫
	11番	橋本金次郎	12番	木下祐一郎
	13番	山崎 儀章	14番	岩見 正明
	15番	古井 淳二	16番	田中 正則
	18番	谷口與理幸	19番	木原君太郎
	20番	有岡 正裕	21番	安藤 博子
	22番	澤田 俊雄		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|--|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 13番 山崎 儀章 | 14番 岩見 正明 |
| 第2 | 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件 | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第7 | 議案第5号 | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香 主任 田淵裕二

6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者はありません。
出席者数 22 名です。平成 28 年度第 4 回八頭町農業委員会を始めた
と思います。

議長（会長）

皆さん視察研修お疲れ様でした。研修で学んだことを有意義に活用
していただきたいと思います。

そうしましたら日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決
まっていますので、13 番 山崎儀章委員、14 番 岩見正明委員にお
願います。

次に日程第 2、報告事項ですが、私からはありません。

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

それでは、報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。
報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相
続についての届出です。

今月は 4 件です。記載事項がもれなく記載されており問題なしとい
うことで受理しました。

報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたの
で報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 6 件です。双
方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますでしょうか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可
申請につきまして審議を行います。

議案第 1 号 受付番号 6-1 について事務局より説明をお願いします。
す。

事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請審議の件。受付番号
6-1 について説明します。

土地の所在地 中地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積
284 m²です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという
ことで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はト
ラクター、耕うん機等保有されています。

農作業については息子夫婦、親類等の協力を得て耕作されること
で、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有し
ている農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても
効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載
された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行
った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の
下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及
び農地基本台帳で確認した結果、80 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申
請地では野菜等を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の
総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3
号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）
については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、2番岡田委員に事前調査をお願いしていま
すので報告をお願いします。

岡田委員 電話で確認をしました。譲受人の長男が農業をされており、きちん
と耕作されていますので、協力して耕作されると思いますので、問題
ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ
うか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号7-2について、事務局より説明をお願いします。
す。

事務局

受付番号 7-2 について説明します。

土地の所在地 小別府地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 289 m²です。

売買による所有権移転です。

理由につきましては、現在も譲渡人から貸借されて譲受人が耕作されています。この度、その農地を正式に売買されて経営の安定を図られるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、299 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です

議長（会長） この件につきましては、14番岩見委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

岩見委員 7月1日に両者に面会しました。きちんと耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号4-1から9-6については関係する案件ですので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号4-1から9-6について説明します。

これらの案件は1つの筆を6つに分筆して墓地とその通路に転用するものです。受付番号4-1から7-4は墓地への転用ですし、8-5、9-6は通路への転用になります。

受付番号4-1 土地の所在地 大門地内1筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 77㎡。

墓地を転用目的とした所有権移転売買です。

受付番号5-2 土地の所在地 大門地内1筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 23㎡。

墓地を転用目的とした所有権移転売買です。

受付番号6-3 土地の所在地 大門地内1筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 50㎡。

墓地を転用目的とした所有権移転売買です。

受付番号7-4 土地の所在地 大門地内1筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 66㎡。

墓地を転用目的とした所有権移転売買です。

受付番号8-5 土地の所在地 大門地内1筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 84㎡。

墓地への通路を転用目的とした使用貸借権設定です。

受付番号9-6 土地の所在地 大門地内1筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 66㎡。

墓地への通路を転用目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書4から6ページに図面を付けています。土地利用計画図は7ページから11ページに付けています。受付番号7-4の土地には墓地を2基設置される予定です。通路は農道から農地を縦断するように設置し、そこから各墓地への通路を設置するということです。

墓地の理由につきましては、すべて現在の墓地が山中にあり、管理が困難なため申請地に新設したいということです。通路の理由につきましては、新設した墓地へ行くための通路が必要となるためです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載さ

れた内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、すべて小集団の生産性の低い農地、第2種農地に該当します。許可根拠については、すべて代替地なしです。

資力及び信用についてですが、各申請者の資力については預金通帳のコピーにより確認しました。

また、各申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。また、墓地事前指導の協議終了しており問題ないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、日照通風は問題ないと考えますし、周辺農地の所有者の同意も得られています。雨水は各墓地に浸透枡を設置し対応しますし、汚水排水は発生しません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

また、分筆後残った農地については、柿を栽培されるとのことですので、以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、7番 宮本委員に事前調査をお願いいたしますので報告をお願いします。

宮本委員 半年以上前から、土砂崩れ等もあり、現在の墓地管理が困難なため移設したいという話がありました。申請地の周囲にも墓地はあり、山裾の農地ですので、周辺の農地への影響もなく問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 4-1 から 9-6 について申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 2 号 農地法第 5 条 第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号農用地利用集積計画案の決定について八頭町長から平成 28 年 6 月 30 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 12 ページから 19 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 8 件、更新 1 件、所有権移転売買 1 件で、面積は、田 16,183 m² 畑 3,502 m² 合計 19,640 m²です。</p> <p>その内、受付番号 108-8 は所有権移転売買になります。これは地域の担い手として認められる方で、一定以上の面積を耕作されている方が譲受人となり売買できるものです。譲受人は、認定農業者であり、農地所有適格法人の要件も満たしています。</p> <p>購入される農地については、現在も賃貸借されて水稻を耕作されていますが、購入後も引き続き耕作される予定です。</p> <p>中間管理事業分が新規 14 件で面積は田 59,010 m² 畑 469 m² 合計 59,479 m²です。</p> <p>24 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長 (会長)	<p>受付番号 101-1 から 110-10、中間管理事業分 受付番号 5-1 から 18-14 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。</p>
横山委員	<p>受付番号 108-8 を調査しましたので報告します。約 10 年前から譲ってほしいと話をされていたそうですが、当時は所有者も耕作したいという思いがあり、譲られなかったそうです。引き続き同条件で話をされており、この度、譲ってもいいという気持ちになられ、売買が成立したとのこと。譲受人は耕作面積も十分ですし、地域の担い手ですので問題ないと考えます。</p>
議長 (会長)	<p>その他、ありますでしょうか。</p>
澤田委員	<p>確認ですが、利用権設定に水稻耕作と記入し申請していたが、実際</p>

- は野菜を耕作しているということでも問題ないのでしょうか。
- 事務局 予定が変わるということはありますし、きちんと耕作されていれば問題ないと考えます。
- 議長（会長） その他質問・意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 101-1 から 110-10、中間管理事業分 受付番号 5-1 から 18-14 について申請どおり決定します。
以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。
続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。
- 事務局 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をします。
八頭町長より平成 28 年 6 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。
整理番号 6-1 から 18-14 について説明します。
先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、農地中間管理事業分として鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 59,479 m²をすべて借受け希望のありました農事組合法人へ配分するものです。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見ありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、案どおり承認いたします。
以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして、日程第7 議案第5号地籍調査事業に伴う農地の地目変更について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明をします。

地籍調査課が現在地籍調査を行っています。その結果現況に合わせて所有者の合意に基づき職権で地目変更を行います。農地ということで農業委員会へ通知し、意見を求めるということです。

この件は以前より事務局から地籍調査課へ確認させていただいています。

今回の農地からの地目変更ですが、郡家地域の覚王寺・明辺地区の各一部、船岡地域の船岡・坂田の各一部、八東地域の皆原・島・南の各一部が対象です。

山林への変更が173件 86,469㎡、原野への変更が57件 15,104㎡、道路への変更が4件 3,013㎡、畑への変更が5件 1,009㎡、堤への変更が27件 1,364㎡、宅地への変更が4件 1,055㎡、墓地への変更が2件 352㎡、雑種地への変更が18件 2,075㎡、用悪水路への変更が1件 515㎡。合計110,956㎡でした。

地目変更を行っても問題無いと思われまますので、問題なしで回答したいと思います。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、申請どおり決定いたします。

以上で日程第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について審議を終了いたします。

続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。

議長（会長）

●農地パトロールについて

●行政懇談会について

事務局

●6月審議の転用案件について

5条申請2件は6月24日付けで許可

●公務災害補償制度について

●次回 委員会は、8月10日（水）午後1時30分から船岡庁舎会議室で行います。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第4回農業委員会を終了します。

終了（14時15分）

<傍聴人>1名 鳥取県東部農林事務所八頭事務所
農林業振興課農業振興室 課長補佐 藤田美奈子